令和２年（２０２０年）６月１日

熊本県新型インフルエンザ等対策協議会
構成機関・団体の長　様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

外出自粛の段階的について

このことについては、令和２年（２０２０年）５月２６日付け通知において、５月中の県境をまたぐ不要不急の移動の自粛をお願いするとともに、外出自粛の段階的緩和の目安をお示ししたところです。

この度、県内の感染状況を踏まえ、下記のとおり緩和しますので、貴機関・団体所属の会員等へ周知いただきますようお願いいたします。

記

１　時期

令和２年（２０２０年）６月１日から

２　内容

・　５月２５日の緊急事態解除宣言の際に特定警戒都道県であった地域や、感染が拡大している地域への移動は、慎重に対応すること

※　引き続き、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践をお願いします。

＜お問合せ先＞
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
（熊本県健康福祉部健康危機管理課）　上野・緒方
直通：096-333-2630（内線 5930,5932）
（参考）
新型コロナウイルス感染症に関する県民の方からの
一般的なお問合せ先
専用相談窓口：096-300-5909